

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の実施について

当院は平成31年4月1日に先進医療（多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術）の実施医療機関として厚生労働省より認定されました。

●多焦点眼内レンズについて

焦点を1つの距離のみに合わせる従来の「単焦点眼内レンズ」と異なり、当院で採用されている「多焦点眼内レンズ」は遠距離から中間距離に焦点を拡張されたものになっているため、日常生活において比較的眼鏡を使用せずに快適に過ごすことが可能となります。

●眼鏡の必要性について

多焦点眼内レンズは、複数に焦点が合うように設計されていますが、若い頃のように、どこでも見たいところに焦点を合わせられるわけではないので、近くは見えにくくなり眼鏡が必要になることがあります。

●見え方について

像が不鮮明に感じる（コントラストの低下）可能性があります。また、薄暗い場所や夜にライト等を見ると、眩しさ（グレア）や光の周辺に輪がかかって見える（ハロー）場合もありますので、特に手術後の数か月は、夜間の運転には注意が必要です。

ほとんどの場合、時間が経ち、見え方に慣れることで気にならなくなります。

●術式について

術式については、「単焦点眼内レンズ」「多焦点眼内レンズ」ともに変わりはなく、従来の白内障手術と同様です。

●手術後の経過について

多焦点眼内レンズの見え方に慣れるには、個人差がありますが、一般的に数か月程度かかります。

●費用について

「単焦点眼内レンズ」の場合は、通常の保険診療です。

「多焦点眼内レンズ」の場合は、先進医療に係る費用として、手術・レンズ代は自費診療となり全額自己負担となりますが、その他の診察、投薬、検査、入院等に係る費用は、保険診療となります。

先進医療に係る費用は、片側 400,000円（非課税）となります。

- * 先進医療に係る費用は、確定申告時の医療費控除の対象となりますが、健康保険の高額療養費の対象とはなりません。
- * 生命保険会社の給付金の支給対象（手術給付金、先進医療特約等）については、契約をされている保険会社にお尋ねください。
- * 手術中、合併症等により単焦点レンズに変更した場合は、保険診療になります。

手術費用についてのお問い合わせ先

西尾市民病院
管理課 医事・情報担当

0563-56-3171（代）